

介護保険法等に規定する指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する行政処分について

〔平成28年2月16日〕
旭川市福祉保険部指導監査課

1 趣旨

有限会社旭川高齢者グループホームが開設している指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者に対し、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の10第8号及び第115条の19第7号の規定に基づく行政処分を行う。

2 対象事業者等

(1) 開設法人

法人名 有限会社旭川高齢者グループホーム
代表者名 代表取締役 田中稔力
所在地 旭川市花咲町7丁目4056番地の5

(2) 事業所

事業所名	サービスの種類	指定年月日	所在地
旭川高齢者デイサービスセンター ほーぷ	認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護	平成18年5月21日	旭川市春光台5条2丁目14番地の7

3 処分内容

- 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の全部の効力を停止する。

（平成28年3月1日から平成28年5月31日までの3か月間）

サービスの種類	根拠法令
認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護	介護保険法第78条の10第8号及び第115条の19第7号
処分日	平成28年2月16日

4 処分の原因となる事実

介護職員処遇改善実績報告において、旭川市に対して虚偽の報告をすることにより、平成25年度及び平成26年度の介護職員処遇改善加算を不正に請求したため